群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター依頼 分析取扱規程

> 平成19. 6. 1 制定 改正 平成19.12. 1 平成24. 4. 1 平成28. 4. 1 令和 3. 3.24 令和 5. 4. 1

(趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第17条の規定に基づき、 群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター(以下「センター」という。)が外部機関からの依頼を受けて行う試料分析に関し必要な事項を定める。

(分析の項目及び料金等)

第2条 センターが外部機関から依頼を受けて行う試料分析で用いる機器,分析の項目及び分析料は,群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター依頼分析取扱細則(以下「取扱細則」という。)で定める。

(分析の依頼)

第3条 センターに試料分析を依頼しようとする者(以下「分析依頼者」という。)は, 依頼分析申請書(別紙様式1)をセンターの長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

(受入条件)

- 第4条 分析の受け入れ条件は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 分析料は、群馬大学が発行する請求書に基づき、指定する期限までに支払うものとする。ただし、センター長が特別の事由があると認めた場合には、支払期限を延期することができる。
  - (2) センター長は、教育研究上必要と認めた場合は、分析料の全部又は一部を免除することができる。
  - (3) 分析依頼者からの申出により分析を中止した場合においても既納の分析料は返還しないものとする。
  - (4) センターは、次に掲げる分析依頼者の損害に対して一切その責任を負わない。 ア やむを得ない事由によって分析を中止したため損害が生じたとき。

イ 分析を行うために提出された分析試料に損害が生じたとき。

- (5) センター長が必要と認めたときは、分析試料の再提出を分析依頼者求めることができる。
- (6) 分析試料の搬入及び搬出は原則分析依頼者が行うものとする。
- (7) センター長が受け入れできないと判断した分析試料については、受け入れしないことができる。
- (8) 分析依頼者は、所定の講習を受講し、センター長の許可が得られた場合には、セン

ターの職員の立ち会いの下,取扱細則別表に掲げられる機器を自ら利用することができる。この場合において,群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター利用要項に定める手続を別にしなければならない。

(分析結果の通知)

- 第5条 センター長は、当該分析が終了したときは分析結果通知書(別紙様式2)により 分析依頼者に通知するものとする。
- 2 分析結果通知書は、原則和文で作成するものとする。

(機密保持)

- 第6条 センター長及び分析依頼者は、分析により得られたデータ又は知り得た情報についてあらかじめ協議の上非公開とすることができる。
- 2 分析依頼者は、分析により得られたデータを公表する場合には、群馬大学研究・産学 連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センターの名称を使用することができな い。ただし、センター長が使用を許可した場合は、この限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか,分析の実施に関し必要な事項は,研究・産学連携 推進機構長(以下「機構長」という。)が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門会議の議を 経て、機構長が行う。

附則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別紙様式1

刀引作八水上(1							
受付番号	号						
		依頼分析申請	書				
				年 月	日		
			()4 7)	十一万	H		
	· 產学連携推進機構	13、29 日 肌					
尚及研究推	進•支援部門機器分析~						
İ	依   賴	重 責 任	者				
		法  人  名    部  署  等	:				
İ		<ul><li>部 者 等</li><li>氏 名</li></ul>	•		(EII)		
İ		住所	: <sup>〒</sup>		(TI)		
	依 頼 担	当者(連絡担当	者 )				
		フ リ ガ ナ	:				
		氏 名 五 五 五	:				
		電話番号					
		電子メールアドレ	<b>イス:</b>				
平年十学研究	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>中亚克州</b> 州, 古塔郊阳,	<sup> </sup>    ペセンション・ボロング	八七田田田利	ロル甘べ		
	・		幾番灯削 ピンクー 胸柄り	ブが  以1火/元/i=	正に本 ノ		
	<b>74 7 1 7 7 7</b>	-					
	T	記					
八十二十份 旦 友							
分析機器名		<b>単機構高度研究推進・支援部門</b>	機器分析センター依頼分析取扱	細則別表に掲げ	られている機器		
名をご記入ください。   試料名							
		PV 17 74	_		数量		
供試物品名							
	※試料が複数ある場合,通し番	号を付けて, 試料名を列挙して<	ください。				
	※試料数が多い場合,別紙添作	すでも結構です。					
分析内容•							
留意点など							
「つけーのか配し」	コケーナン・ナン・ナーカタル 厳	・・・・・の平労エバスの次料	リント 炊田県のご安内の7	・ハーエ川田ナ斗イ)	· + + + + +		
	回答していただいた内容は、弊			1			
	分析を依頼した経験はありますか。 〝初めて)」「わからない」とお答え	□ あり	□ なし(今回が初めて)	□ わからない	,		
いただいた方にお	聞きします。弊センターの依頼		□ その他のWEBサイト	□ 紹介			
	でお知りになりましたか。	□ パンフレット・チラシ	□ その他のWEBサイト				
	が開催するセミナーやイベント,札 合が悪い方は右チェックボックスト		お送りさせていただいてもよろし				

注意事項:

- 1. 装置の分析感度に応じられる充分な量の試料をご用意ください。 2. 測定終了後の試料は,分析依頼者が責任を持って処分してください。 3. 既納の分析料金は,返還いたしません。

## 依頼分析結果通知書

(元号) 年 月 日

法人名·所属など 依頼担当者(連絡担当者) 殿

> 群馬大学研究・産学連携推進機構 高度研究推進・支援部門機器分析センター長

(EII)

下記のとおり依頼分析の結果を通知いたします。

依頼日	(元号)	年	月	日		
試料名						
結 果						

注意事項:群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センターの名称を使用し、本依頼分析結果通知書の内容(分析により得られたデータを含む。)を広告物その他情報媒体により公表する場合には、あらかじめ機器分析センター長の許可を得てください。